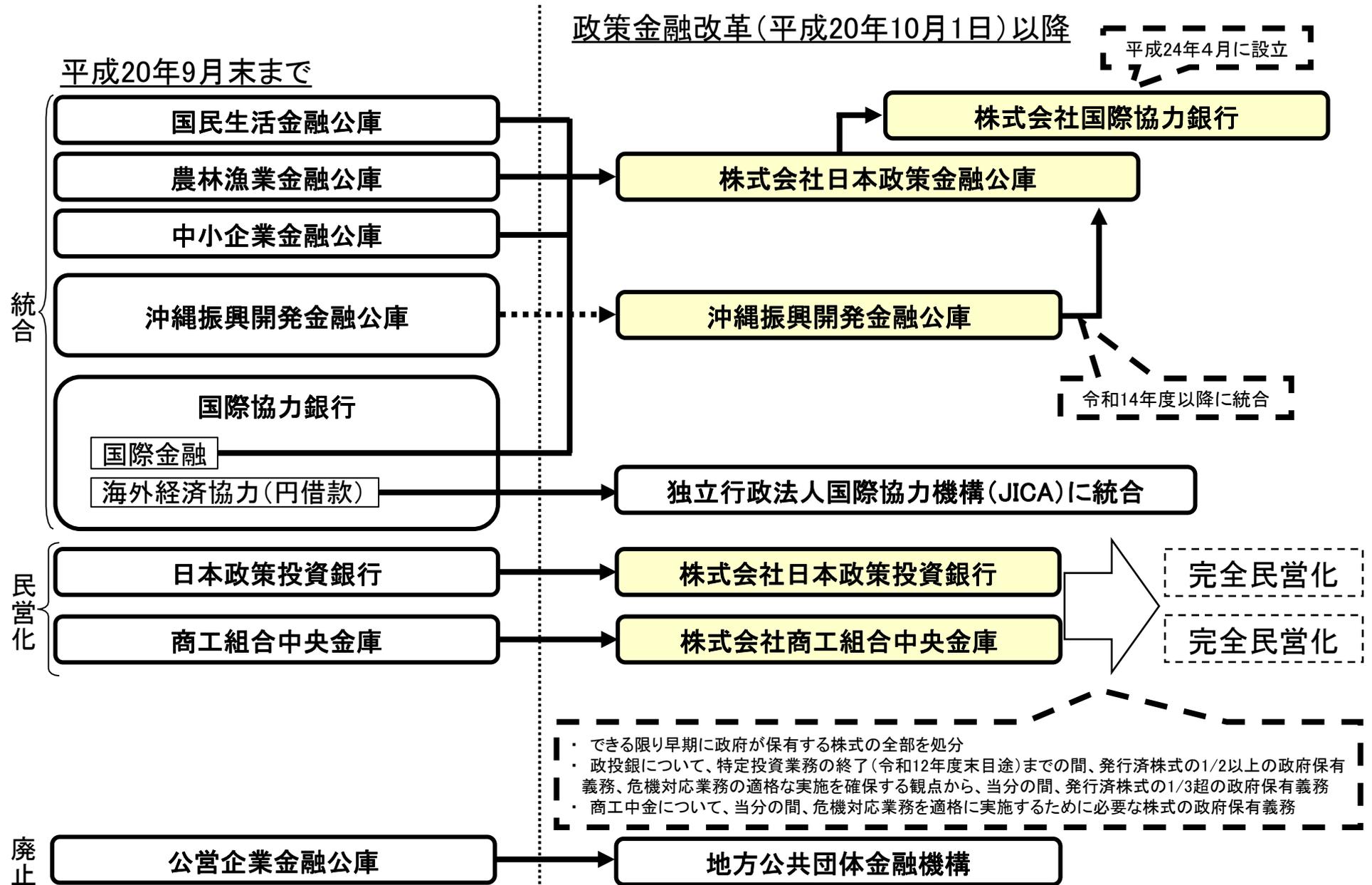


政府系金融機関等の統廃合の推移



- ・ できる限り早期に政府が保有する株式の全部を処分
- ・ 政投銀について、特定投資業務の終了(令和12年度末目途)までの間、発行済株式の1/2以上の政府保有義務、危機対応業務の適格な実施を確保する観点から、当分の間、発行済株式の1/3超の政府保有義務
- ・ 商工中金について、当分の間、危機対応業務を適格に実施するために必要な株式の政府保有義務

(注)平成21年6月改組。地方公共団体が自ら設立、国は新たな出資・保証等の関与を行わない。